

別紙

(行・服審第3号)

答申書

平成28年11月22日付け総第203号をもって四街道市長から諮問のあった「四街道市長による納税義務承継通知書（平成〇〇年〇月〇〇日付け四街道市長発〇第〇号の〇）により通知された行政処分に係る審査請求」（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却されるべきとの審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

① 審査請求書による主張

審査請求人の主張は、審査請求書に記載の登録物件は文化財保護法に規定する登録有形文化財であり、地方税法第349条の3第12号の規定により課税標準額は2分の1とされなければならないところ、減額しなかったのは違法であり、課税の一部及び延滞金の取消しを求めており、承継者としての相続人（審査請求人）に支払い義務がないことを主張している。

また、平成16年度以降被相続人が支払った固定資産税は、違法な課税処分を原因としたのであるから、これを還付する義務が四街道市長にはある。更に当該処分における残りの請求と相殺するよう求めている。

② 反論書による主張

違法な固定資産税及び都市計画税の課税を是正すること及び納税した税が文化財や自然環境の整備など市民が健康に安心して暮らせることに使われたのかに対する回答を請求している。

また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料について、処分庁からの回答が無いため改めて審査請求している。

第3 四街道市行政不服審査会の判断の理由

審査請求人の主張が本件処分の審査請求の対象とならない。

① 本件処分は、処分庁が主張するとおり被相続人が納付すべき、納税義務承継通知書に添付の市税滞納額明細書（処分庁提出物件No.2）に記載されている市税について、審査請求人に対し法定相続分に応じ承継して納税の義務を負うことを告知したものと認められる。

② 審査請求人の主張は、登録有形文化財である審査請求書記載の物件に対する固定資産税及び都市計画税の課税の違法性及びそれにより派生する延滞金の取消

しが主なものであるが、同市税滞納額明細書に記載されている平成26年度、27年度の固定資産税及び延滞金についての当該年度の固定資産税及び都市計画税に係る課税通知は、相続代表人としての審査請求人に、それぞれの年度に送付されており（処分庁提出物件No.1）、当該課税通知に対する平成26年度に改正される前の行政不服審査法第6条に基づく異議申立てがなされないまま、同法第45条に定める期限は既に経過している。

- ③ 同様に同市税滞納額明細書に記載されている平成24年度、25年度の固定資産税延滞金のもととなる課税については、本件処分により審査請求人が初めて知ることとなったものと考えられるが、当該年度の課税通知は、それぞれの年度において被相続人に送付されており、当該課税通知に対する異議申立て期限は既に経過している。
- ④ 同市税滞納額明細書に記載されている平成24年度、25年度の延滞金については、本件処分により審査請求人が初めて知ることとなったものであり、審査請求の対象となり得ると考えられるが、審査請求人の主張は、審査請求書に記載の登録物件は文化財保護法に規定する登録有形文化財であり、地方税法第349条の3第12号の規定により課税標準額は2分の1とされなければならないところ、減額しなかったのは違法であり、課税の一部及びそれを原因とする延滞金の取消しを求めているのであって、前記③によって課税の違法性が本件処分の審査請求の対象とならないのであれば、延滞金についても同様と判断すべきである。

平成29年1月17日

四街道市行政不服審査会

会 長 ○○ ○○ 印

副会長 ○○ ○○ 印

委 員 ○○ ○○ 印

委 員 ○○ ○○ 印

委 員 ○○ ○○ 印